

愛媛県老人福祉施設協議会

部会設置規程

【目的】

第1条 この規程は、愛媛県老人福祉施設協議会会則（以下「会則」という。）第14条の規定に基づき、部会に関する必要な事項を定める。

【部会の種類等】

第2条 部会は次のとおりとし、部会員は総会の承認を得て、会長が委嘱する。

- (1) デイサービスセンター部会
- (2) 軽費・ケアハウス部会
- (3) 養護老人ホーム部会

【部会の任務】

第3条 部会は会則に定めるもののほか、専門的事項について会長の諮問に答え、または意見を具申することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、本会の目的達成のため必要な事業を行う。

【部会の運営】

第4条 部会には部会員の互選により、部会長、副部会長を置く。

- 2 部会は部会長が招集し、その議長となる。副部会長は部会長を補佐し、部会長事故あるときは、これを代行する。
- 3 部会には、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

【その他】

第5条 部会員の任期は、本会役員の任期に準ずる。

- 2 部会長は、本会の理事を兼ねる。
- 3 この規程に定めるもののほか、部会に関する必要の事項は会長が定める。

付 則 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 この規定は平成21年4月1日から施行する。